

住民税

○住民税とは

前年の所得に対して、都道府県市区町村が課す税金です。
国籍にかかわらず、毎年1月1日現在で、国内に居住している人に、住所のある市区町村で課税されます。

給与所得者の場合は、その年の6月から、翌年5月まで、12ヶ月に分割された住民税額が、毎月の給料から天引きされます（特別徴収）。

事業所得者や毎月の給料から住民税を天引きされない人は、市区町村の役所から納税通知書が届きますので、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて納税していただきます（普通徴収）。

また、特別徴収によって住民税を支払っている人が、会社を辞めることになった場合は、支払っていない住民税を普通徴収の方法によって支払う必要がありますが、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらう方法（一括徴収）もあります。

日本で発生した所得に対して、本国と日本での二重課税を回避することができる場合があります。

災害を受けたり、病気や失業などで納税が困難なときには、納税の猶予や減免を受けられる場合があります。

国外へ転居する場合も、1月1日現在西宮市にお住まいであれば、その年は住民税を西宮市に納付することになります。

その場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

今まで住民税が給与天引きだった方も手続きが必要です。また納付書を予めお渡しできる場合もございます。

問い合わせ先 西宮市役所 市民税課 0798-35-3204

○納税証明書、所得証明書

在留資格の変更や、保育園に子どもを入れるとき、公団住宅に入居を申し込むときなど、収入を証明する書類が必要となります。また、税金を納めたことを証明する書類が必要な場合もあります。それらの書類が必要な人は、市役所税務管理課へ申請してください。

問い合わせ先 西宮市役所 税務管理課 0798-35-3251

○滞納すると

納期限の翌日から納めた日までの期間に応じて、延滞金がかかります。
滞納したままですと、財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

問い合わせ先 西宮市役所 納税課 0798-35-3238

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。